

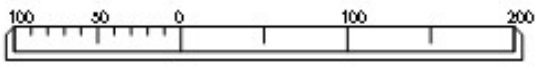
## 専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和8年1月7日（水）午後2時頃
- 2 事故発生場所 加古川市加古川町木村620番1地先  
市道加古川備後線上
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事故の概要 自動車で市道加古川備後線を走行中、本市上下水道局が設置するマンホール蓋に接触して跳ね上がり、車両の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手側 物的損害 右スライドドア
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0  
専決日：令和8年4月7日 示談成立日：同年4月13日
- 7 損害賠償の額 580,166円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金580,166円については、本市上下水道局と公益社団法人日本下水道協会との下水道賠償責任保険契約に基づき、同会より相手方に支払われる。

# 位置図



縮尺 1 : 5000



## 現 地 写 真

【写真①】 事故発生現場状況（南から北を望む）



【写真②】 蓋が開いている状態  
事故前は閉まっていた。



【写真③】 蓋の裏側  
蓋と受枠を接続する金具が外れている。



通常は車両がマンホール蓋の上を通過しても、蓋が跳ね上がることはないが、当該蓋は受枠と蓋を連結する金具が腐食により外れていたうえ、ガタついていたため跳ね上がった。

事故後、同様の蓋がないか点検し、問題がないことを確認した。

今後、マンホール蓋を開閉した際には、ガタつきがないことを確認する。

損傷状況



緊急修繕 着工前 (蓋のみ直ちに交換している)



緊急修繕 完了後 (受枠から新たな蓋に交換)

